



ICT活用生産性向上・ 事業変革促進支援事業 (タイプB：生産性向上大規模型)



市内の中小企業者が、自社の業務における課題について、クラウドサービスやソフトウェア等を活用することにより、課題の解決を図ることを支援します。

◆対象者

千葉市内に本社若しくは事業所を置く中小企業者であり、かつ次のいずれにも該当する者

- ・財団コーディネーターによるハンズオン支援を受けること
- ・ICTの活用にかかる実行可能な具体的な計画を有し又は本事業で作成すること
- ・3年後に付加価値額5%以上向上する企業全体の事業計画であること
- ・主たる事業実施場所が市内であること
- ・事業の完了後も、当財団が行う事業の成果確認に応じることができること

◆対象経費（詳細は裏面）

- (1) クラウドサービスの利用料、ソフトウェアの購入費、システムの設計費・構築費（必須）
- (2) インターネット通信のインフラ整備費、ソフトウェア等の保守業務の委託費
- (3) コンサルティング費、従業員教育費、研修費等
- (4) 導入計画策定費
- (5) 機器購入費、機器等のリース料

専ら本事業のために使用され、かつ、本事業の遂行に必要不可欠な経費のみ

◆助成限度額（助成率）

助成上限…**300万円**（総額の**2／3以内**）

・ただし、上記(4)機器購入費、機器等のリース料は**1／3以内**とする。

◆想定事例

- ①市内で複数の店舗を経営。店舗ごとに売上・顧客へのサービス内容をExcelで集計しているが、店舗入力・確認に時間がかかり、情報のタイムラグが発生。
既存の電子カルテと連動したPOSシステムを構築することで顧客ごとのサービス・売上が瞬時に反映され、業務効率の大幅な改善につながった。
- ②大規模なICT化の実現に向けて、ITコーディネーターとソフトウェア・機器の選定を行い、次年度以降の実現に向けた計画策定を行った。

◆期間等

◆**事前相談※詳細は裏面をご覧ください。**

令和6年**8月2日または8月16日**まで

◆**募集期間**

令和6年**8月30日(金)17時**まで

◆**審査方法**

書面審査 + 申請者によるプレゼンテーション審査
プレゼン審査日：9月17日(火)予定

助成対象経費



◆財団ウェブサイト



No.	対象経費	内容等	助成率	助成上限額
1	クラウドサービスの利用料、ソフトウェアの購入費、システムの設計費・構築費（必須）	専ら本事業のために使用される、働き方改革や生産性の向上につなげることを目的とした使用料・委託費等	2 / 3	300万円
2	インターネット通信のインフラ整備費、ソフトウェア等の保守業務の委託費	専ら本事業のために使用される、インターネット通信のインフラ整備費、経費No（1）に係る保守業務の委託費等		
3	コンサルティング費、従業員教育費、研修費	本事業の遂行に必要な外部専門家への相談に要する経費、教育訓練や講座受講等に要する経費※専門家の単価は日額20千円以下とします（消費税抜き）。		
4	導入計画策定費	ICT化による既存業務の大規模な業務効率化や事業の転換・変革の円滑な実現を図るために必要となる、計画策定に係る外部専門家への相談に要する経費等		
5	機器購入費、機器等のリース料	専ら本事業のために使用され、かつ、本事業の遂行に必要不可欠な機器の購入、リースにかかる経費等	1 / 3	300万円

※助成額合計：300万円

《留意事項》

- ・経費No（1）を助成対象経費に必ず含むこと。
ただし、経費No（4）がある場合はその限りではない。
- ・経営者・従業員等を除く、外部の者が利用する経費を含まないこと。
- ・クラウドサービス、機器等のリース等、利用期間に定めがあるものについては、契約始期日から実施期間の末日までを対象期間として、対象期間に1か月未満の端数が生じたときは端数を切り捨てる。
また、年額払い等の場合においては、月額に換算して対象期間内の対象経費を計算すること。
- ・システムの設計・構築や専門家等への助言・アドバイスを求める等、業務の依頼を行う場合には、必ず依頼内容の詳細がわかる契約書を事業者や専門家等と締結すること。
- ・クラウドサービスやソフトウェアの利用に必要である場合のみ、パソコンやタブレット端末等も対象経費に認められる。ただし、必要性が認められない場合や、必要以上の性能であると認められる場合は、対象経費として認めない。
- ・申請にあたり、**コーディネーターへの事前相談が必須**です。
- ・事前相談は予約制です。財団HP内「コーディネーター相談予約フォーム」からお申し込みください。
- ・**事前相談は下記期限まで**に行ってください。
①財団助成事業の利用が初めてまたは前回利用から3年以上経過している方... **8月2日まで**
②前回の財団助成事業の利用から3年未満の方... **8月16日まで**